

詐欺罪と匿名性

木村光江

目次

一 近年の詐欺罪の特色

二 匿名型犯罪としての詐欺罪

- (1) 振り込め詐欺の特色
- (2) インターネットを利用した詐欺事犯

三 匿名型の詐欺に対する規制

- (1) 匿名性を確保するための不正手段
- (2) 携帯電話不正利用防止法の制定
- (3) 本人確認法の制定と犯罪収益移転防止法

四 詐欺罪と特別法との関係

- (1) 本人確認法・犯罪収益移転防止法と詐欺罪

(2) 不正アクセス禁止法と詐欺罪との関係

五 まとめにかえて

一 近年の詐欺罪の特色

詐欺罪は、その時代を映す鏡である。低金利時代が続けば、より有利な資産形成を図りたいという人々の願望につけ込んだ「金融詐欺」が多発する。豊田商事事件（大阪地判平成元年三月二十九日判時一三三二一号三頁）、国会議員が被告人となったオレンジ共済事件（東京地判平成一二年三月二三日判時一七一一号三四頁）など枚挙に暇がない。近年も、通信販売事業に出捐すれば高額の配当が得られると申し向け、多額の資金を騙取したジー・オーグループ事件（東京地判平成一五年九月五日公刊物未登載）があった。⁽¹⁾これらの詐欺事件では、被告人らにそれぞれ懲役一〇年前後の、詐欺罪としては非常に重い刑が科せられている。さらに、昨年（平成一九年）一月には、健康食品販売会社役員らが、海外事業投資をうたい、その運用名下に約一万三千人から、およそ五三七億円を騙取した詐欺事件が摘発されている。⁽²⁾

また、将来への不安が広がる時代であればあるほど、宗教まがいの詐欺罪も発生する。「足裏診断」と称して、病氣治癒等の効果がないのにあるように装い、診断料等の名下に金員を騙取した、「法の華三法行」事件、⁽³⁾医師資格のない者が宗教団体の代表者と共謀し、信者らに対し、薬効もないのにあるように装って微量の植物、動物等を水で薄めた「ホメオパシー薬」を販売して金員を騙取した事件⁽⁴⁾などがある。昨年末にも、「癒し」をうたい文句とした宗教まがい詐欺事件（神世界事件）⁽⁵⁾が発生している。

図1 詐欺認知件数の推移

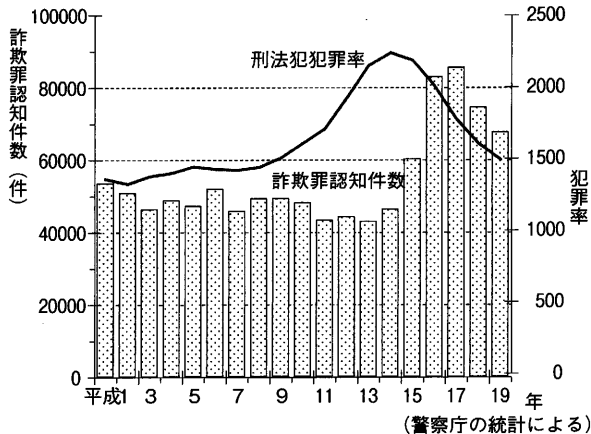
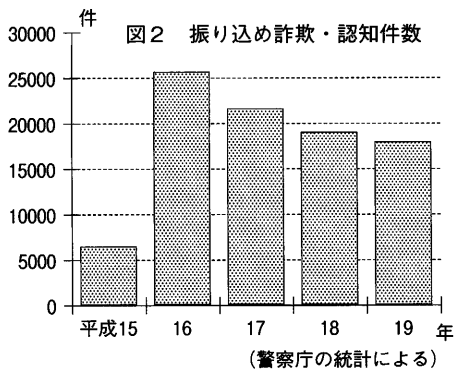


図2 振り込め詐欺・認知件数



とりわけ、平成一五年以降急増してきたのが、いわゆる振り込め詐欺である。

刑法犯全体（業務上過失致死傷罪、自動車運転致死傷罪を除く）の犯罪率は、平成一五年をピークに減少に転じている。それにもかかわらず、詐欺罪は、平成一六年、一七年と増加を続けた。よくやく詐欺罪が減少に転じたのは平成一八年である（図一参照）。

平成一五年以降の刑法犯全体の犯罪率減少は、窃盗罪の発生件数の減少によりもたらされた。平成一五年に二二万三、六万件の認知件数だった窃盗罪は、平成一六年には一九八、二万件、一七年には一七二、五万件に減少している。数十万件単位で減少している窃盗罪が、刑法犯全体の認知件数（ひいては犯罪率）を押し下げる効果を果たしている。

これに対し詐欺罪は、全体の犯罪率が減少し始めた平成一五年を境に、逆に増加に転じた。その主たる原因が、振り込め詐欺の急増である（図二参照）。振り込め詐欺は、平成一五年初め頃から発生し、平成一五年一月に一五件、二月に三〇件、三月に三二件、四月に七四件と増え、五月に一挙に四

三七件と急増し、その後、平成一五年末までの発生件数は合計四、〇三五件に上る。⁽⁶⁾

詐欺罪は、平成元年以降、ほぼ五万件前後の認知件数で推移していたところ、平成一六年に一挙に二万五千件を超える振り込み詐欺が発生し、これが詐欺罪の認知件数を急激に増大させることとなった(ただし、警察庁の統計では、振り込み詐欺に「恐喝」の事案も含まれていることに注意を要する)。

本稿は、詐欺罪の新たな形態である、振り込み詐欺を代表とする「匿名性」を利用した詐欺罪について、若干の検討を加えるものである。

- (1) ジー・オーグループ事件では、組織的犯罪処罰法の適用も認められている。
- (2) 警察庁「平成一九年中における生活経済事犯の検挙状況について」(二〇〇八年)七頁参照。
- (3) 東京地判平成一七年七月一五日(判時一九三三号一三一頁)。主犯格の被告人が懲役一二年に処せられた。
- (4) 札幌地判平成一六年一〇月二九日(判タ一一九九号二九六頁)。懲役五年の有罪判決が出された。
- (5) 平成一九年一二月に、詐欺の疑いで、「神世界」本部と青山のサロンが搜索された。神奈川県警の現職警察官が関わっていたことで、大きく報道された。
- (6) 警察庁「平成一六年版警察白書」一四四頁参照。

二 匿名型犯罪としての詐欺罪

(1) 振り込み詐欺の特色

いわゆる「振り込み詐欺」にも「流行」がある。振り込み詐欺が登場した当初は、いわゆる「オレオレ詐欺」が大半を占めた。平成一六年は、振り込み詐欺の認知総件数二五、六六七件のうち一四、八七四件(五八%)が「オ

レオレ詐欺」であった（図3参照）。

さらに、オレオレ詐欺の態様にも変化がある。

平成一五年に登場した当初は、圧倒的に「交通事故を起こし、示談金が必要だ」と泣きつく「示談金詐欺」であった。その後、さまざまな態様の事件が発生し、「その他」の態様が増加する（図4参照）。ちなみに、平成一九年

の認知件数の「その他」の中では、「会社でのトラブル・横領等の補填金」

が二、七二五件で最多となっている。

他方、平成一七年以降多くなった

のが「架空請求詐欺」と「融資保証

詐欺」である。後者は「貸します詐欺

」とも呼ばれ、融資を受けるため

に保証金が必要であると申し向け、

現金を振り込ませる手口である。

振り込め詐欺については、しばし

ば「これほど広報活動がなされ、マ

スコミでも取り上げられるのに、な

ぜ騙されるのか」と指摘される。し

かし、振り込め詐欺の一部には、

「振り込め恐喝」と呼ぶべき態様の

図3 振り込め詐欺・態様別認知件数／被害額

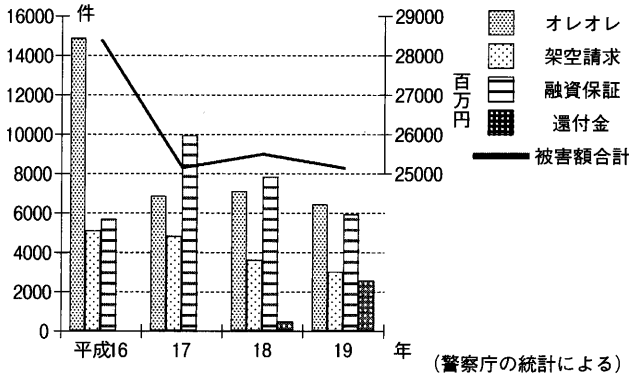
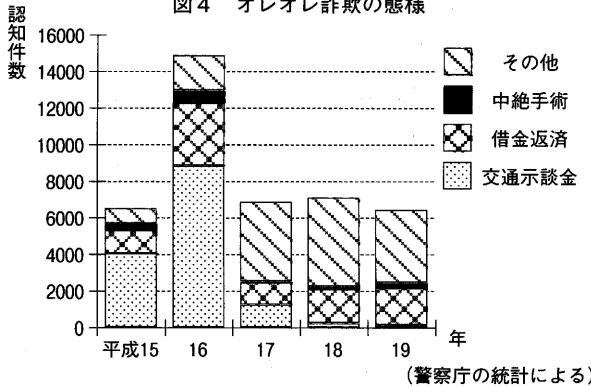


図4 オレオレ詐欺の態様



事案が含まれていることに注意する必要がある（前述のように、警察統計では、「振り込め詐欺・振り込め恐喝」として一括して処理されており、図3、図4でも恐喝の事案を含む）。例えば、一一名の者が共謀して息子役等の役割分担をし、息子になりすました者が母親に電話をかけ、「母さんたいへんなことになった。」と告げた後、交通事故の被害者役が電話に出て、「あなたの息子を避けようとして自動車か壁にぶつかり、修理代が250万円かかる。30分以内に振り込まないと、息子を闇の病院に連れて行き、臓器を摘出して死体は海に捨てる。」等と代わる代わる脅した事案が、平成一七年に検挙されているが、これなどは典型的な「恐喝罪」である。⁽⁷⁾

振り込め詐欺は、典型的な「成りすまし型」の詐欺罪である。もちろん、詐欺罪には伝統的に、「成りすまし型」が存在する。消防署員に成りすまして消火器を購入させる行為などは、以前から頻繁に起こった事案である。しかし、振り込め詐欺は、本来は最も「人違い」が起こりにくいはずの家族に成りすましている。まさに情報通信が高度に発達した「顔の見えない匿名性の高い社会」とされる現代においてこそ、生じうる犯罪だといってよい。

(2) インターネットを利用した詐欺事犯

このように、現代が匿名性の高い、他人に成りすますることが容易な社会であることを象徴する犯罪が、インターネット利用犯罪である。そして、この領域でも、詐欺罪の割合が増加しているのである。

インターネット利用犯罪は、もともととは、自分の技術力を試すためのハッキング行為や、嫌がらせ行為などが多かった。しかし、情報通信の技術が「素人」にも利用しやすくなった反面、犯罪者がこれを利用する機会も増え、それに伴い利益追求型のインターネット利用犯罪が増加している。⁽⁸⁾

サイバー犯罪の検挙状況は、図5の通りである。⁽⁹⁾不正アクセス禁止法違反事案が平成一八年に比べて倍増している点も重要であるが、さらに注目すべきなのは、ネットワークを利用した詐欺罪等の犯罪の増加である。⁽¹⁰⁾

図5 サイバー犯罪の検挙状況

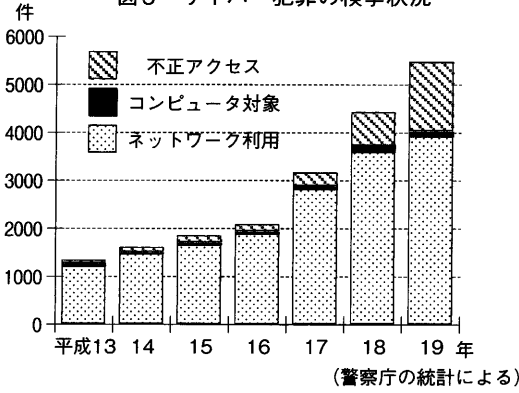


図6 ネットワーク利用犯罪と詐欺

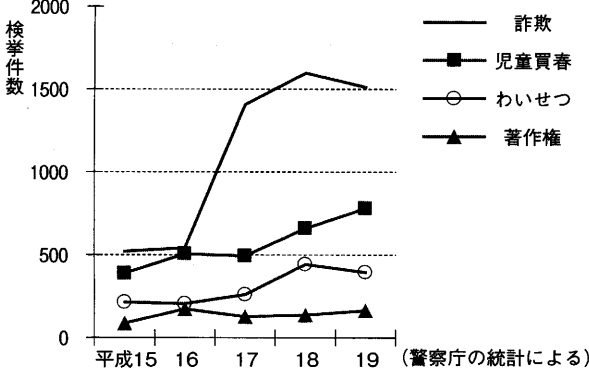
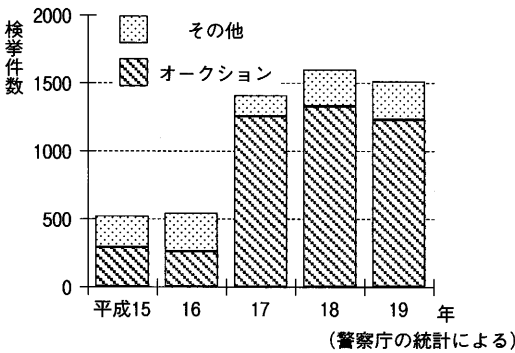
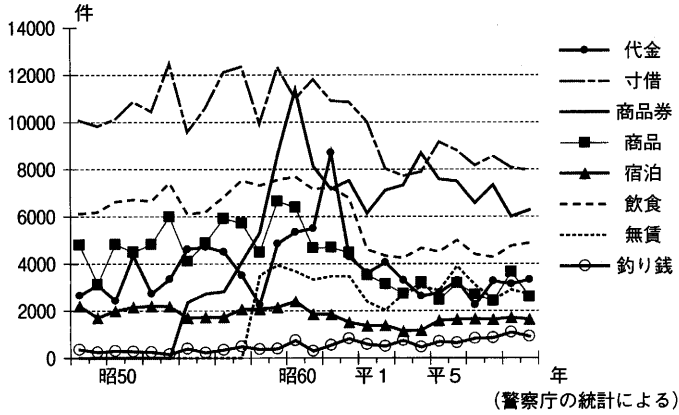


図7 ネットワーク利用詐欺の内訳



ネットワーク利用犯罪の内訳は、図6の通りである。平成一六年以降、ネットワークを利用した詐欺罪が急増し、その態様として特に目立つのが、インターネット・オークション詐欺である(図7参照)。インターネット・オークションで商品を販売すると偽り、購入を申し込んだ者から購入代金名下に金員を騙取する事案が典型例である。さらにより巧妙に、他人をフィッシングサイトに誘導し、その者が本物のサイトであると誤信して入力した識別符合(ID、パスワード等)を不正に入手し、その他人になりすまして架空の商品を出品し、落札した者から金員を

図8 詐欺手口の変化（認知件数）



騙取する事案も発生している。⁽¹¹⁾

詐欺罪の手口は、寸借詐欺、カード犯罪、無銭飲食等、極めて多岐にわたり（図8参照）、時代により手口も変化している。近年これらの手口の一つとして、インターネット・オークション詐欺という類型が加わったのである。

(7) 警察庁「平成一八年版警察白書」八五頁参照。

(8) 警察庁・前掲注(7)一四頁参照。

(9) 図5中の「不正アクセス」とは、不正アクセス禁止法違反を指し、「コンピュータ対象」とは、電子計算機使用詐欺罪、電磁的記録不正作出国、電子計算機損壊等業務妨害罪の合計を指し、「ネットワーク利用」とは、詐欺罪の他、児童買春等処罰法違反、わいせつ物頒布等罪、著作権法違反、商標法違反、名誉毀損罪等のネットワークを利用した犯罪の合計を指す。

(10) 同法違反の検挙件数は、平成一八年の七〇三件から平成一九件は一、四二件へと増加している。

(11) 警察庁・前掲注(7)一四頁参照。

三 匿名型の詐欺に対する規制

(1) 匿名性を確保するための不正手段

振り込め詐欺、インターネット・オークション詐欺などは、いずれも「匿名性」を確保するための様々な手段を必要とする。

まず、インターネット利用犯罪では、他人のID、パスワード等を入力し、その他人に成りすます行為が頻繁に行われる。これを防止するために有効な手段が、不正アクセス禁止法による規制である。他人の個人情報を入力する目的で、企業等が管理するデータベース・サーバに不正アクセスを行う行為は、不正アクセス禁止法第三条二項二、三号で禁止され、一年以下の懲役又は五〇円以下の罰金に処せられる。また、偽のウェブサイトに誘導し、被害者がある中に入力した会員番号やパスワードを入力し、これを用いて不正アクセス行為を行う行為も、不正アクセス禁止法第三条二項一号で禁止され、同様に処罰される。

他方、振り込め詐欺の手段としてしばしば用いられるのが、匿名で電話をかけるためのプリペイド式携帯電話と、他人名義の預金口座である。近年、これらについて厳しい規制をかける特別法が立法された。平成一七年制定の「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律」(以下、「携帯電話不正利用防止法」とする。)⁽¹²⁾と、平成一四年制定の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(以下、「本人確認法」とする。)⁽¹²⁾の制定である。

(2) 携帯電話不正利用防止法の制定

「携帯電話不正利用防止法」は、氏名等を確認せずに業として携帯電話を有償貸与することを処罰の対象とする。⁽¹³⁾本法が制定される以前は、携帯電話の契約時の本人確認は義務とはされておらず、携帯電話事業者の自主的な取組みに委ねられた状態であつた。⁽¹⁴⁾そして、本法が制定された平成一七年の段階で、国内で利用されていたプリペイド式携帯電話は約二八〇万回線とされ、本人確認がされていないものも多いと見られていた。平成一六年一月～六月に警察庁が摘発し、詳細が判明したオレオレ詐欺で用いられた携帯電話八二七台のうち、プリペイド式のもの七六六台（九二、六％）であり、それらのほとんどが契約者が登録されていないものであつた。⁽¹⁵⁾

同法は、平成一七年より一部施行されていたが、平成一八年四月に全面施行された。本法では、①事業者に対し、携帯電話契約時の本人確認の義務づけ及び罰則（第三条～第六条）、②契約者が本人特定事項を偽ることに禁止及び罰則（第三条、第五条、第六条、第九条）、③事業者に無断で、業として有償で携帯電話等を譲渡することの禁止及び罰則（第七条、第二〇条）、④契約者の本人確認をせずに携帯電話を有償で貸与することの禁止及び罰則（第一〇条、一二条）、⑤他人名義の携帯電話の譲渡、譲受けの禁止及び罰則（第二一条）等が盛り込まれ、犯罪に利用された携帯電話について、警察署長からの求めに応じて、事業者が契約者の確認を行うことも定められた（第八条、第九条）。特に、契約時の本人確認は、犯罪に利用される携帯電話をより少なくするために、極めて有効な規制手段であるといえよう。

平成一七年には、同法による摘発が実施された。携帯電話の貸与を業とする者が、特定の者の氏名、居所又は電話番号その他の連絡先を確認しないで、携帯電話合計約二〇万台をその者宛てに送付するなど、業として有償で携帯電話を貸与した行為について、愛知県警がその業者を逮捕した。⁽¹⁷⁾

また、平成一八年五月には、前払い式のPHS通信サービス「bモバイル」について、同システムが匿名でイン

ターネットを利用できることから、警察庁が同サービスを提供している業者（日本通信）に対し対策を要請し、これを受けた業者が、本人確認のシステムを導入することとした等の動きもある⁽¹⁸⁾。

(3) 本人確認法の制定と犯罪収益移転防止法

匿名性を利用した詐欺罪にとって、他人名義の口座は必須である。匿名型の詐欺においては、対面型の詐欺のように、被害者から行為者に対し、直接財物や利益を処分させる態様をとらないため、最終的には預金口座等に振り込ませることが必要だからである。その結果、他人名義の預金口座の開設、あるいは他人に売却する目的で自己名義の預金口座を開設する行為が多発する。このような口座の不正入手に対処するため、平成一四年に制定されたのが「本人確認法」である。

他人名義で預金口座を開設することは、少なくとも十数年前までは、一般に広く行われていたといつてよいであろう。銀行口座の開設に当たり本人確認がほとんどなされていなかった当時は、架空人名義の口座を開設することは容易に行うことができ、また社会的にも強い違法性を帯びた行為とは受け止められていなかった。しかし、不正な口座が、振り込め詐欺をはじめ、様々な犯罪収益の收受等を助長する状況が多発するに至り、不正口座の規制が重視されるようになった。そこで本人確認法が制定されるに至った。

しかし、本法の規制により、架空人名義による口座開設が事実上不可能となったことから、新たな不正口座の開設行為が行われるようになった。それが、不正に入手した他人名義の身分証明書（窃取した健康保険被保険者証等）により、その者に成りすまして口座を開設する行為及び、他人に、本人名義の口座を開設させ、これを買いかぶる行為である。

本人確認法は、取引に当たり、金融機関に顧客等の本人確認を義務づけ（第三条第一項）、顧客等が本人特定事

項を偽ることを禁止し（同条第四項）、また四項に違反した場合の罰則を設けた（第一六条で五〇万円以下の罰金）。
 もっとも、本法により架空人名義の口座を開設することは困難となったが、自己名義の口座を開設し、これを売却する行為までは阻止できない。そこで、このような行為を詐欺罪として処罰する判例が登場する。後述四において検討する最決平成一九年七月一七日（裁判所時報一四四〇号一一頁、判タ一二五二号一六六頁）である。

さらに、平成一九年には、本人確認の義務づけを金融機関以外に拡大することを定めた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」とする。）が制定され、本年（平成二〇年）三月より施行され、これに伴い、金融機関に関する本人確認法は廃止された（犯罪収益移転防止法・附則第二条）。犯罪収益移転防止法は、その対象を金融機関のみならず、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス（私設私書箱）業者、電話受付代行（電話秘書）業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士にまで拡大している。

- (12) 平成一九年には、本人確認法の対象を金融機関以外にも拡大する新法が制定されている。後述三(3)参照。
- (13) 本法は、あくまで音声の携帯電話を対象とするもので、電子メールの送受信等のデータ通信は含まれない（第二条第一項）。法では、「通話可能端末設備」と証されている。松井由紀夫「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」について「捜査研究六五〇号（二〇〇五年）三頁参照。ただし、契約者が本人確認に応じない場合等に、事業者は役務の提供を拒むことができるが、その拒否しうる役務にはデータ通信も含まれる（第一条）。
- (14) 親家和仁「『携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律』について」警察学論集五八巻八号（二〇〇五年）五三頁参照。
- (15) 架空請求詐欺でも、判明した一、〇二三台の携帯電話のうち、プリペイド式が六七二台（六五、七％）であった（親

家・前掲注(14)六八～六九頁参照。

(16) 施行時に利用されている携帯電話についても利用者の本人確認を行うこととされたため(附則第二条、そのために必要な期間や、事業者のシステム構築のための期間を設ける必要があることから、本人確認等に関係する規定は、一年を超えない範囲内において施行することとされた(附則第一条))。

(17) 警察庁「平成一八年版警察白書」八五頁参照。

(18) <http://ipro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20070514/270942>参照。

四 詐欺罪と特別法との関係

(1) 本人確認法・犯罪収益移転防止法と詐欺罪

本人確認法・犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法の制定により、振り込め詐欺やインターネット不正利用詐欺のような匿名型の詐欺罪について、強力な防止対策が採られることになった。ただ、その結果、これらの成りすまし行為は特別法に委ねればよいのであって、詐欺罪として処罰する必要はなくなったのではないかと、という議論が登場する。すなわち、特別法と詐欺罪との「住み分け」が問題となっているのである。

最決平成一九年七月一七日(判タ一二五二号一六六頁)は、被告人が友人A及びBと共謀し、預金通帳及びキャッシュカードを第三者に譲渡する目的で、A、Bにおいてそれぞれ自己名義の預金口座を開設し、預金通帳及びキャッシュカードを入手した事案であった。最高裁は、当時の銀行実務上の取扱いを検討し、「上記各銀行においては、いずれもA又はBによる各預金口座開設等の申込み当時、契約者に対して、総合口座取引規定ないし普通預金規定、キャッシュカード規定等により、預金契約に関する一切の権利、通帳、キャッシュカードを名義人以外の第三者に譲渡、質入れ又は利用させるなどすることを禁止していた。また、……応対した各行員は、第三者に譲渡す

る目的で預金口座の開設や預金通帳、キャッシュカードの交付を申し込んでいることが分ければ、預金口座の開設や、預金通帳及びキャッシュカードの交付に応じることはなかった。」として、自己名義の預金通帳の入手について詐欺罪の成立を認めた。

本決定が詐欺罪の成立を認めた最大の理由は、本人確認法の存在にある。本件の事案を含め、現在の銀行実務では、本人確認法（犯罪収益移転防止法）の存在を前提として、口座名義人以外の第三者に通帳、カードなどを譲渡等することを禁止している。本人確認法により、これらの物の第三者への譲渡が、社会的に重大な違反行為であることと認められているからこそ、銀行は譲渡を前提とするような取引に応ずることはあり得ない。そして、このことが、銀行に錯誤に基づく処分が認められる根拠となるのである。

もつとも、この結論に対しては、本人確認法（ないしそれを継承した犯罪収益移転防止法）において罰則が用意されている以上、詐欺罪により重ねて処罰する必要はないとする見解もあり得る。例えば、「最高裁判平成一四年決⁽¹⁹⁾定後、金融機関本人確認法は改正され、預金通帳等の不正取得・売買等が処罰の対象となった（同法一六条の二第一項・第二項）。しかもその法定刑は五〇万円以下の罰金と軽い（業として行った場合には、二年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はその併科となる）。このような状況となった現在においては、詐欺罪と金融機関本人確認法の罰則との「住み分け」の見地から、預金通帳の不正取得について詐欺罪の成立を否定することがむしろ妥当ではないかと思われる。」とする有力な主張もある。⁽²⁰⁾

しかし、平成一九年七月一七日最高裁決定に関するコメント（判タ一二五二号一六七頁）においては、本人確認法の「改正法施行前の（中略）行為も、施行後の（中略）行為も、いずれについても詐欺罪の成立を肯定しており、改正前後を問わず、前記「住み分け」論に与しないことを示したものと解され」とされている。

特別法と詐欺罪との関係は、旅券法⁽²¹⁾、農地法⁽²²⁾、医師法⁽²³⁾、税法等⁽²⁴⁾、様々な特別法に關して争われてきた。そして、特別法の他に詐欺罪も成立させるべきか否かは、必ずしも一律に解決が図られてきたわけではない。重要なのは、詐欺罪としての処罰に値するだけの財産的損害が認められるかであり、特別法が存在するというだけの理由で、詐欺罪の適用が排除されるわけではないのである⁽²⁵⁾。

(2) 不正アクセス禁止法と詐欺罪との関係

特に、インターネットを利用した詐欺罪については、併せて不正アクセス禁止法についても適用される例が珍しくない。振り込め詐欺に利用するための名簿の取得や、他人に成りすましたインターネット・オークションの利用は、個人情報管理するサーバに不正アクセスし、他人の個人情報や識別符合を入手する行為を伴う場合が多いからである。

東京地判平成一五年八月二一日（公刊物未登載）は、まんが喫茶の端末にキーロガーを仕掛けて他人の識別符合等を手し、これを利用してクレジットカード会社のサーバコンピュータに不正にアクセスし、会員に成りすましてネット通販により商品を注文・受領した行為について、不正アクセス禁止法違反、私電磁的記録不正作出罪、窃盗罪、一項詐欺罪、私文書偽造罪の各犯罪の成立が認められたものである。

また、東京地判平成一五年二月一日（公刊物未登載）は、インターネット・オークションの運営会社のコンピュータに不正アクセスした上、自ら他人名義で出品した架空の商品を、オークション会員である被告人本人が直ちに落札した上、立替払いサービスの利用を指定し、その落札価格相当額を被告人の管理する預金口座に送金依頼する旨の虚偽情報を送信して記憶蔵置させ、同時に、金融機関のコンピュータにも自動送信させて、同預金口座の残高が増額した旨の虚偽の情報を記憶蔵置させた行為について、不正アクセス禁止法違反、私電磁的記録不正作出罪、

同供用罪、電子計算機使用詐欺罪の適用が認められた。

本人確認法・犯罪収益移転防止法については、他人に成りすまして預金通帳を取得する行為を処罰対象とすることから、預金通帳の取得について更に詐欺罪を適用すべきかが争われた。それに対し、不正アクセス禁止法については、あくまで他人に成りすまして管理されたコンピュータにアクセスする行為自体を処罰するものであり、その後の、預金残高の増額等の虚偽情報を与える行為は別個に電子計算機使用詐欺罪等で処罰されることになる。したがって「住み分け」の議論は問題とならないが、詐欺罪の前段となる不正アクセス行為の時点で不正アクセス禁止法による処罰が用意されており、近年これによる検挙件数も増えている（前掲図5参照）ことが、この種の犯罪の抑止にとって重要である。

(19) 最決平成一四年一〇月二二日（刑集五六卷八号六七〇頁）。不正に入手した他人名義の国民健康保険被保険者証を利用して、他人名義の預金口座を開設し、その通帳を取得した行為について、最高裁は、「預金通帳は、それ自体として所有権の対象となり得るものであるにとどまらず、これを利用して預金の預入れ、払戻しを受けられるなどの財産的な価値を有するものと認められるから、他人名義で預金口座を開設し、それに伴って銀行から交付される場合であっても、刑法二四六条一項の財物に当たると解するのが相当である。そして、Xは、上記のとおり、銀行窓口係員に対し、自己がA本人であるかのように装って預金口座の開設を申し込み、その旨誤信した同係員から貯蓄総合口座通帳一冊の交付を受けたのであるから、Xに詐欺罪が成立することは明らかである。」として詐欺罪の成立を認めた。

(20) 山口厚『新判例から見た刑法』（二〇〇六年）二二七頁。

(21) 最判昭和二七年一二月二五日（刑集六卷二二号一三八七頁）。旅券の不正取得について、刑法一五七条二項の免許状不実記載罪による処罰がある以上、詐欺罪は適用されないとした。

(22) 最決昭和五一年四月一日（刑集三〇卷三号四二五頁）。営農する意思がないにもかかわらず、それがあのように偽り国有地の払い下げを受けた行為について、農地法違反の事実があっても、これにより詐欺罪の適用が排除されるものではない

として、詐欺罪の成立を認めた。

(23) 東京地判昭和三十七年一月二十九日(判タ一四〇号二二七頁)参照。処方せんを偽造して不正に薬剤を入手した行為について、薬事行政上の規制に違反するものの、財産上の法益を侵害しないものであるから、詐欺罪は適用されないとした。

(24) 東京地判昭和六一年三月十九日(刑月一八卷三号一八〇頁)参照。税法は特別法として固有の体系を有し、民事、刑事の一般法に対して優先的に適用されるべきものであるから、詐欺罪の適用は排除されるとした。

(25) 拙稿「詐欺罪における損害概念と処罰範囲の変化」法曹時報六〇卷四号(二〇〇八年)一頁以下参照。

五 まとめにかえて

インターネット利用の詐欺罪や、振り込め詐欺(振り込め恐喝)のように、匿名性の高い犯罪行為に対しては、それらの犯罪に利用される手段に対して規制をかけることが重要である。その意味で、不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用禁止法、さらに本人確認法(及び犯罪収益移転防止法)の制定の意義は大きい。

もつとも、これらの規制に対しては、過度に個人のプライバシー権を侵害するものであるとの批判もあり得よう。しかし、振り込め詐欺(恐喝)のみで年間二五〇億円以上の被害額が生じている(前述二参照)。インターネット・オークションにおいても、削除措置を講じているヤフーのサイトにおいて、削除対象となる商標法違反の出品が年間で約三六万九千件、著作権法違反の事例が約一五万件に上るとされている。⁽²⁶⁾このような状況にある現時点では、ある程度の規定強化はやむを得ないといわざるを得ない。これらの規制強化の結果が、冒頭に掲げた平成一八年以降の詐欺罪の認知件数の減少として現れていると考えられるのである。

(26) 警察庁『平成一八年版警察白書』一五頁参照。